六　発行額
　イ　価格競争入札発行　額面金額で三兆五千八百八十億五千万円
　ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で八千二百十九億円
七　払込金額
　イ　価格競争入札発行　三兆五千八百九十三億五千八百九万二百五十円
　ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　八千二百二十一億九千九百九十九万三千五百円
八　最低額面金額　五万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十九年八月二十八日
十一　発行価格　額面金額百円につき百円三銭五厘五毛以上のそれぞれの応募価格
　ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円三銭六厘五毛
十二　償還期限　平成二十九年十一月二十七日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十九年八月二十八日

○財務省告示第二百五十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年八月二十一日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年九月七日　　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第七百二回）
二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項並びに財政法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項、財政融資資金法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法
　イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
　ロ　国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額
　イ　価格競争入札発行　額面金額で一兆八千六百十億九千万円
　ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　うち、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した割引短期国債については、額面金額で一兆五千六百十一億四千万円、財政法第七条第一項、財政融資資金法第九条第一項並びに特別会計に関する法律第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定に基づき発行した政府短期証券については、額面金額で二千九百九十九億五千万円
七　払込金額
　イ　価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した割引短期国債については、額面金額で四千三百八十八億六千万円
　ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　一兆八千六百三十四億七千四百六十九万七千五百円
八　最低額面金額　四千三百九十四億二千百七十四万八百円
九　振替単位　五万円　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十九年八月二十一日
十一　発行価格　額面金額百円につき百円十二銭五厘以上のそれぞれの応募価格
　ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円十二銭八厘
十二　償還期限　平成三十年八月二十日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十九年八月二十一日

○財務省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、環境省告示第十一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第一号）第七条の四第一号イ及びロの規定に基づき、主務大臣が定める市町村を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十九年九月七日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣臨時代理　国務大臣　鈴木　俊一
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣臨時代理　国務大臣　茂木　敏充
環境大臣　中川　雅治

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室、経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課、財務省理財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省医政局経済課及び農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室に備え置いて縦覧に供する。）